

2号遮集幹線管渠清掃業務委託仕様書

第1章 総 則

1. 総 則

- ① 本仕様書は、周南市上下水道局（以下「局」という。）の発注する2号遮集幹線管渠清掃業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- ② 業務の履行にあたっては、下水道法、公害対策基本法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、酸素欠乏症等防止規則及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

第2章 業務の内容

1. 業務概要

本業務は、局が所有する遮集幹線を高圧洗浄車清掃工により管内清掃を行うものである。

2. 業務場所

別紙「位置図」のとおりである。

第3章 施工の条件

1. 本業務では清掃土砂の運搬までとし、処分場での受け入れ費用については含まれていない。
2. 本業務における、清掃土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分し、マニユフェストを提出すること。なお、処分は下記の場所に運搬すること。
運搬場所：周南設備工業株式会社（下松市大字瀬戸字若山 43 番 2）
3. 清掃土砂の回収は、高圧洗浄車で流下させた洗浄土砂であり、水と土砂を一緒に吸引しているため、揚泥車のタンクが水と土砂で満タンになれば、揚泥車のタンクの水を切り、揚泥車のタンクが土砂で満タンになった後で処分場に排出すること。

第4章 提出書類

1. 受託者は、業務が完了したときは、すみやかに報告書を局へ提出すること。

第5章 安全管理

1. 受注者は、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」に準じて安全管理計画を作成し実施しなければならない。
2. 受注者は、資格を有する作業を行う場合は、必ず有資格者を配置すること。
3. 人孔部及び工事機械等の設置場所には、保安柵・標識等を設置して、車両・歩行者の通行に危険のないように注意すること。

4. 現場作業時には、交通誘導警備員を配置すること。
5. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等の被保険者とするこれらの保険に加入すること。

第6章 定めなき事項

1. 本仕様書に明記なき事項といえども、安全上及び作業上に当然必要な機器類、人員その他は作業の範囲とする。その他、明記のない事項については、担当者と協議し、その指示に従うものとする。

第7章 その他

1. 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに施設管理担当者に報告すること。